

都市計画税について

(1) 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てるため、目的税として課されている地方税で、固定資産税と同様に1月1日現在の土地、家屋の所有者に課税されます。

(2) 都市計画事業

都市計画事業とは、都市計画法第59条の認可または承認を受けて行われる都市計画施設（道路、公園、緑地、下水道等）の整備事業及び市街地開発事業（土地区画整理事業）です。

令和2年度決算額について

令和2年度 都市計画税額 1, 225, 035千円

◎都市計画事業への充当額

街路、公園事業等・・・・・・・・314, 907千円
（上部東西線改良事業・公債費等）
下水道事業・・・・・・・・910, 128千円
（公共下水道事業会計への繰出金）